

令和5年3月31日
文部科学省
初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案 及び
学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令案
に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の結果について

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び学校教育法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経過措置に関する省令案について、令和5年2月8日から同年3月9日までの期間において、電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、提出意見はございませんでした。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも文部科学行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。